

2025年 HFCの製造数量、輸入割当の限度数量について

オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書は、先進国に対してHFCの消費量（製造数量－輸出数量＋輸入数量）を基準量※から段階的に削減することを義務づけており、我が国ではこれを実現するためHFCの製造はオゾン層保護法に基づく製造許可、輸入は外為法に基づく輸入割当の対象として数量管理しています。

※2011年から2013年までのHFC消費量の平均＋（1989年のCFC消費量×2.8%＋1989年のHCFC消費量）×15%

モントリオール議定書の削減スケジュールに基づいた2025年消費量の上限値：**42,909,425 GWP t**

（2018年～2023年は基準量比90%、2024年～60%、2029年～30%、2034年～20%、2036年～15%まで削減が必要。）
我が国ではモントリオール議定書の削減スケジュール遵守のため「特定物質代替物質の製造数量の許可及び輸入の承認・割当て等の運用について（20180920製局第1号 平成30年9月21日）※」に基づき、規制年ごとに製造許可、輸入割当を行う。

※https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/ozone/files/190995unyoukaisei.pdf

基本的運用

製造実績、輸入実績がある事業者には基準量（実績に基づく）にフロン法見通しで決定された削減率を掛けて算出した上限値の範囲内で製造許可、輸入割当を行う。

【基本的運用に基づく製造許可＋輸入割当の上限値】（全事業者の総量）

2019年 : 64,364,138 GWPt (2019～23の消費量上限)

2020年 : 61,918,300 GWPt (前年比▲3.8%)

2021年 : 55,478,796 GWPt (前年比▲10.4%)

2022年 : 49,709,001 GWPt (前年比▲10.4%)

2023年 : 44,539,265 GWPt (前年比▲10.4%)

2024年 : 39,907,181 GWPt (前年比▲10.4%)

2025年 : 35,756,834 GWPt (前年比▲10.4%)

例外的運用

①突発的事情への対応、②低温室効果製品の出荷等を行う事業者へのインセンティブ付与、③例外用途（半導体等製造等）、④新規参入者、⑤輸出数量に相当する分の輸入の場合には、基本的運用に基づく許可、割当の状況も考慮し、**議定書の消費量の上限を超えない範囲**で製造許可、輸入割当を行う。